

○大阪府監査委員及び監査委員の事務局の職員のき章規程

昭和三十九年四月一日
大阪府監査委員規程第三号

第一条 大阪府監査委員及び監査委員の事務局の職員（以下「委員及び職員」という。）のき章は、別象形のとおりとする。

第二条 き章は、職務を明らかにするため、委員及び職員が胸部につけるものとする。

第三条 き章は、委員及び職員の在職中これを貸与する。

第四条 き章は、委員及び職員が退職、失職又は死亡の際は直ちにこれを返還するものとする。
(実物大)



大阪府監査委員及び監査委員の事務局の職員のき章
(径一五ミリメートル) 台金色

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 昭和二十五年大阪府監査委員及び監査書記き章規程は、廃止する。